（参考）

平成19年度山形県農作業事故防止啓発運動実施要領

山　　形　　県

（平成19年3月30日生技第1495号）

1　目的

近年の農業機械の大型化・多様化および農作業従事者の高齢化に伴い、農作業事故の発生は依然として減少していない状況にある。このため、県内全域で事故防止意識の啓発を促す統一キャンペーンを実施し、各地域における事故防止啓発活動や実践運動の展開により農作業事故の防止を図る。

2　運動期間

平成19年4月10日　～　平成19年11月30日

3　運動強化期間

・春季　　平成19年　4月10日　～　平成19年　6月10日
・秋季　　平成19年　9月　1日　～　平成19年10月31日
・おうとうに関する農作業事故防止運動特別強化月間
　　平成19年　6月10日　～　平成19年　7月10日

4　運動の内容

本活動の周知徹底と事故防止に関する意識の浸透を図るため、各地区（農業技術普及課単位）において農業機械士や関連する農業団体、市町村等と連携し、出発式や広報車巡回等の広報活動、講習会等による指導活動、危険箇所マップ作成等の地域に密着した実践活動を展開する。

(1)広報活動

ア　キャンペーンによる広報活動
イ　ポスター等による広報の実施
ウ　マスメディアを活用した啓発活動の実施
エ　広報車による地域巡回指導の実施

(2)指導活動

ア　事故未然防止のための講習等実施
イ　農業機械点検整備指導の実施

5　運動推進重点事項

(1)春作業の前に機械・作業場所の点検整備
(2)適正な服装、安全装備の着用で安全を確保
(3)危険を予知し、転落・転倒事故を未然に防止
(4)日常点検の励行と適時に適正な整備を厳守
(5)取扱説明書・注意マーク・注意事項を厳守
(6)おうとうに関する農作業時の安全確保

6　実施主体　　山形県